

本所所蔵『津守氏昭記』（上）

末 柄 豊

はじめに

『歴代残闕日記』百二十七巻および目録一巻は、江戸時代末期の国学者黒川春村が信濃国須坂藩の藩主堀直格の命で編輯したもので、序文から安政五年（一八五八）に功成ったことが知られる。全巻揃の完本は、春村が直格に献上した原本、およびそれを明治十八年（一八八五）から翌年にかけて書写した宮内省図書寮（現宮内庁書陵部）架蔵本の二種があった。ところが、原本は明治十年代に東京大学図書館（現東京大学総合図書館）の架蔵に帰したもの、関東大震災に遭ってわずかに二十九巻を残すに過ぎない。^① 図書寮本も太平洋戦争中疎開先で罹災し、十五巻が失われた。図書寮本中の焼失本十五巻は、一巻を除いて東大本も焼失しており、結局十四巻が伝存しないことになる。卷九十二『前安房守津守氏昭記』はこの十四巻のうちに含まれる。『歴代残闕日記』以外の伝本が知られていない『津守氏昭記』は湮滅したかのごとくである。

ここに紹介する本所所蔵『津守氏昭記』（架番号4173/194）は、図書寮本を焼失の以前に贋写したものである。これは『大日本史料』第八編の編纂のため昭和十年代に写されたと思しく、本所編年第八室において保管されてきた。部分的には『大日本史料』第八編に收められ、これを利用した研究も存在している。^②

まず、書誌について述べよう。一九九八年八月入架に際して合綴および茶表紙の新補を行なったが、それ以前は原稿用紙を紙捻で仮綴した袋綴冊子二冊であった。第一冊は、まず、日記を書くにあたっての所感、同社の鳥居二基の造立経過、将軍足利義熙の病没をうけての和歌の贈答、さらに前神主津守国昭以下三代の略歴を記し、ついで延徳元年六月二十八日から十月二十九日、十一月三日から同月十一日、および十月晦日の日次記を、第二冊は、同年十一月一日および二日、同月十四日から翌延徳二年十二月

晦日までの日次記を、それぞれに載せている。なかで延徳二年分の冒頭に「津守氏昭記」^末と記されており、「歴代残闕日記」卷九十二は本(延徳元年記)・末(延徳二年記)の二分冊からなっていた可能性を指摘できる。

料紙は表紙を含めてすべて、端に「史料編纂所」の文字を載せる半紙判縦横各二十字無柱の四百字詰原稿用紙である。第一冊は表紙・裏表紙各一紙を含めて三十九紙、第二冊は表紙・裏表紙なしで五十一紙からなっていた。現状は、墨付のない第一冊の裏表紙を取り去ったので、あわせて八十九紙になっている。二丁目は書き損じたためか、九行分が切除されている。同丁表は六行目までしかなく、同丁表も五行目までが存在しない。

書写の時期を示す奥書等は存在しないが、第一冊の表紙右端に墨で「三十七枚 成田」、同天部余白に鉛筆で図書寮の架蔵番号、同一・二行目上部に鉛筆で「図書寮本／「歴代残闕日記」^{九十一}、その下方に朱で「小坂11・30校了」と記されている。以上の記載から、本書第一冊は、図書寮所蔵の『歴代残闕日記』卷九十二を親本として、本所の技手成田喜次氏(昭和七年より勤務)がこれを書写し、「大日本史料」第八編の編纂に携わっていた小坂浅吉氏(同二年より勤務)が校正したものであったことが知られる。昭和十七年(一九四二)三月刊行された『大日本史料』第八編之二十一は、長享元年閏十一月一日条から同二年四月是月条までを収めており、長享三年の記事を有する本書が、編纂準備のため昭和十年代に書写されたとする想定が可能なわけである。

第二冊は、第一冊と筆跡が異なっており、別人によつて書写されたものと思われる。また、第二冊は校正が行なわれておらず、第一冊が花押影を写しこつていて⁽⁴⁾いるのに対し、(花押)とのみ記すなど、書写の精度も第一冊に比して劣つているように見受けられる。また、両冊をとおし、そのままでは文意の通じかねる箇所や明らかな誤写がきわめて多い。『歴代残闕日記』の他冊を見ると、判読に困難を來す筆跡ではないので、図書寮本を書

写する過程での誤写ではあるまい。おそらく、黒川春村の用いた親本がすでに粗悪な転写本だったのであろう。

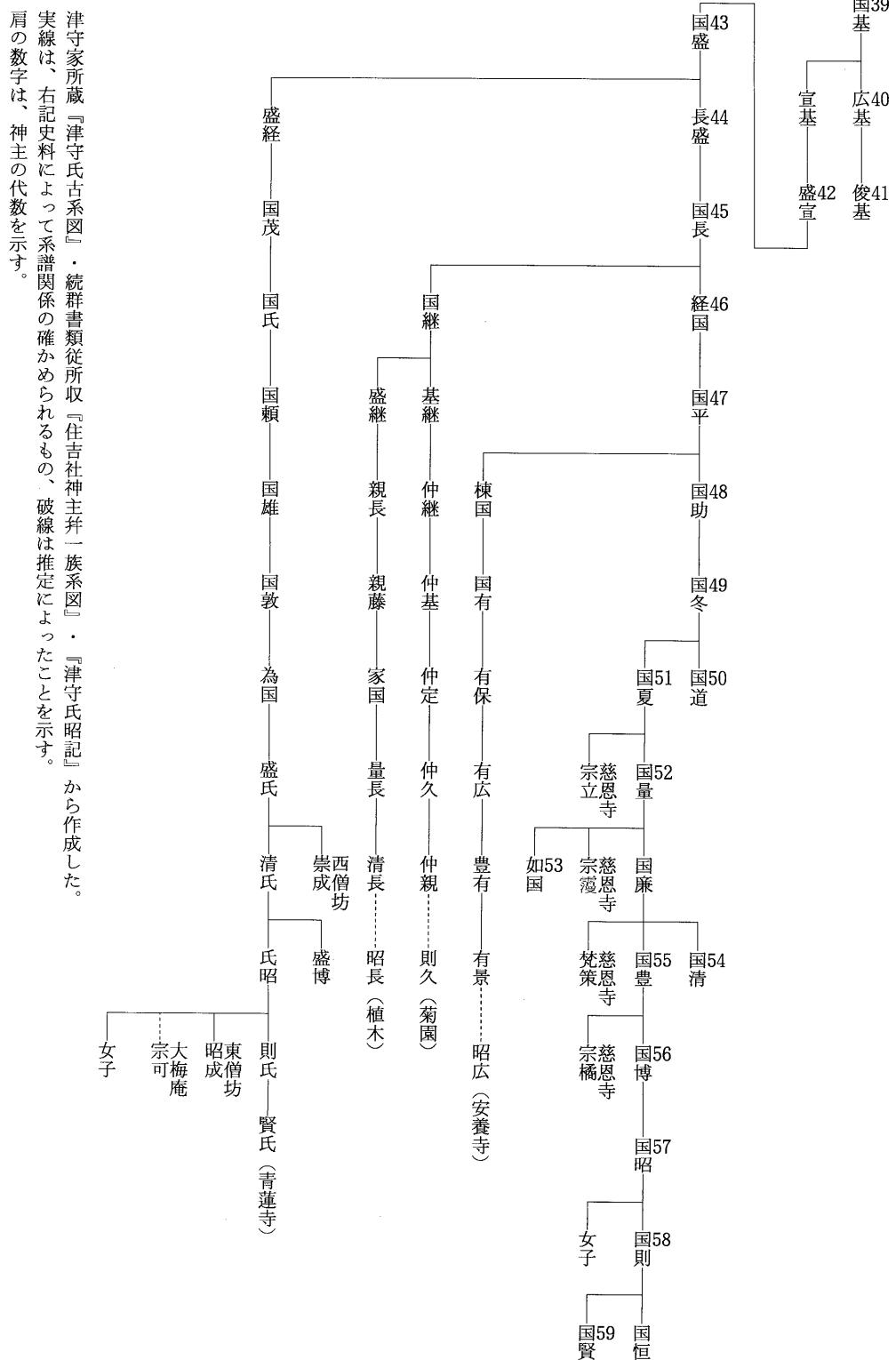
また、先に記した冊ごとの所収の日付を見れば明らかのように、本書には錯簡がある。具体的に述べれば、十一月三日・十一日条が十月二十九日条と同晦日条のあいだに入つており、十一月二日条のつぎが同十三日条になつてゐる。十月晦日条の直前に十月と一行どりで書かれており、十月の文字は本書の親本たる図書寮本にすでに存在していたものと判断される。東大本・図書寮本双方の残つてゐる巻について比べてみると、図書寮本は忠実な転写本であることが知られるので、十月の文字は黒川春村の手による原本に由来するとみてよい。とすれば、春村が書写した際、すでに錯簡に気づきながらも、親本の状態を残しておいたものだと考えられる。したがつて、この錯簡も春村の用いた親本の質を示している可能性が高い。なお、翻刻では錯簡を正し、十月晦日条直前の十月の二字を省いた。

二 記主

つぎに記主青蓮寺氏昭について述べよう。氏昭は、書名『津守氏昭記』が示すとおり、津守姓で、青蓮寺は家名である。同家は住吉社社司のうち、神主・権神主(惣官・権官ともいう)両職を世襲した社務津守家の庶流で(系図参照)、氏人あるいは家子と称される家柄に属していた。氏人(家子)については、元禄年間に同社社司梅園惟朝の編纂した『住吉松葉大記』⁽⁵⁾十七職役部の説明が簡にして要を得てゐるので、これを引いておく。

家子、猶言津守家子孫、今所伝有四家、曰藤井、曰菊園、曰青蓮寺、曰植木是也、又称氏人、猶言津守氏人、(中略)如両官有疾病忌服事、無神事宗主、則家子一職居權位而代神主、如六月晦日大祓神事、則中葉以降家子為社務代行壇宿院、凡家子格式、年中諸神事座席統神主、饗膳酒肴亦次神主、神輿御幸供奉及着座等、亦為一家格式、神事饗酒

【津守氏略系図】



陪膳等、専同両官陪膳、其為役嗜歌学、司造営所・樂所奉行、依家帶
検断職、如神主館儀式席、家子毎度列座相伴於神主也、

ここに載せる職掌は、本記に見えるそれと完全に符合する。そもそも、長享三年六月十二日生母佐々木大原⁽⁶⁾氏が没したことで、神主津守国則が神事を執行できなくなり、家子一職であった氏昭が代官として神事に出仕するに至ったことが、本記の書き始められた理由なのである。さらに、一年間の服喪を経た延徳二年六月晦日、国則はようやく除服して出仕に及んだものの、八月六日には父国昭が卒してしまう。そのため、氏昭は再度代官をつとめることになる。また、氏昭が造営所であったことは、冒頭小松原大鳥居の項・延徳元年八月十五日条・同二年十月二十五日条に、検断職であつたことは、延徳二年七月十五日条に、それぞれ見えている。なお、四家とは江戸時代における状況で、本記の書かれたころは、国則の曾孫國崇の子通宣から始まる藤井家はまだなく、少なくとも安養寺家がこれに加わっていた。

氏昭は、嘉吉元年（一四四一）父清氏五十一歳のときの誕生で、本記を書き始めた長享三年には四十九歳であった。兄に盛博がいたが、氏昭が五

歳であった文安二年（一四五五）に二十六歳で卒している。⁽⁸⁾父清氏の没年は不明ながら、本記から忌日の九月十三日であったことがわかる。⁽⁹⁾津守家所蔵『津守氏古系図』は、清氏について「右馬助、從五位下、応永卅三十二任安房守」と載せるが、本記冒頭に「慈父安房守清氏」と見えることから、この記載は信用に足る。系図類に記載はないものの、氏昭も同じく從五位下安房守に叙任されていたことが、本記および『文龜日記』によつて確認される。⁽¹⁰⁾氏昭の没年も不明であるが、『文龜日記』の存在から、文龜三年（一五〇三）以後であることは間違いない。

氏昭の子女は、本記中に二男一女を見出すことができる。長男則氏は長享三年に二十一歳ゆえ、氏昭二十九歳のときの子である。家督を継ぎ、住

吉社の社司として活動する。官途は、はじめ大膳亮のち淡路守に任じた。⁽¹¹⁾『住吉松葉大記』二十一造営部に永正十四年（一五一七）十月十三日の日記『津守則氏御殿修理日記』が収められている。次男昭成（幼名幸千代）は長享三年十五歳とあり、則氏より六歳年下である。延徳元年十一月一日比叡山東塔無動寺谷の玉泉坊で得度し、少納言公昭成と称した。住吉神宮寺の西僧坊のち東僧坊に住している。⁽¹²⁾得度に際して無動寺に上つたのは、清氏の兄弟崇成法印の先蹟を追つたものようである。娘については、延徳二年七月二十二日条に「女誕生」とだけ見える。また、延徳二年四月二十三日条の安養寺昭広以下数十人が伊勢參宮に出かけた記事のなかに、「今日則氏・昭成・宗可參宮」と特記されており、大梅庵宗可（宗佳とも見える）も娘であった可能性が高い。

氏昭の日記としてこのほか伝存しているものに、本所架蔵賛写本でのみ知られる『文龜日記』（架番号2073/295）がある。これも、神主国則の祖母（国昭生母）宮氏⁽¹³⁾が、文龜二年（一五〇二）十月十六日に没し、氏昭が代官として神事に出仕するに至ったために書かれたものである。同年九月晦日条に始まり、翌文龜三年正月十六日条までを載せている。

また、『文龜日記』文龜三年正月十六日条に自らの日記の延徳三年正月四日条を参看したことが見え、『津守氏昭記』は延徳二年十二月晦日で擲筆されたわけではなく、翌延徳三年正月においても書き継がれていたことが知られる。さらに、『住吉松葉大記』十一神事部・正月四日条按文の頭書に『明応四年津守氏昭御代官記』の引用があり、明応四年（一四九五）にも日記を書いていたことがわかる。これらはいずれも代官を勤仕した際に書かれたものであり、延徳元年から文龜三年に至るまで、氏昭が日記を継続的に書いていたとは思われない。なお、本記延徳二年十一月十三日条は、氏昭が社領播磨吉井荘に出立した記事であるが、なかに「下向ノ記録在別紙」とあり、別記の存在したことも知られる。

三 伝来

『津守氏昭記』は、『歴代残闕日記』以外に伝本が知られておらず、黒川春村の書写した親本についてもまったく情報がない。春村以前に本記を書写あるいは利用したことが知られるのは、『住吉松葉大記』の編者梅園惟朝だけである。『住吉松葉大記』には、以下の三箇所にわたって本記の引用が見える。

①三諸社部・大依羅神社四座の項（刊本六九頁）

延徳元年十一月記曰、津守治易所持旧記、依羅神社之供菜物、当月十三日取來、所詮霜月丑日乎用歟、依十三日卯後之卯日御供備進歟、送物者如先例、米一斗遣彼在処、料足五十文持來、納物等八九種進之、或十種十一種依時調進之云云、

②十九寺院部・海岸寺の項（刊本六四七頁）

按長享三年津守氏昭記、參北村天神並海岸寺・今主社之由有所見、

③二十一造営部（刊本七三四頁）

津守氏昭文明年中記云、浜大鳥居、畠山右衛門佐義龍〔就〕、先祖の佳例として御立奉行藤田方へ代物二百貫文被付、不足の由重て申すの間、上棟の時二十貫文被出、文明十五年庚午年四月十五日柱立、同年六月廿七日上棟、祠官御出、氏昭参る、大工奉幣、〔下略〕

典拠名の不統一は、惟朝が全体を書写せずに、必要な箇所を抄出したものをもとに編纂したことによるのであらうか。注目されるのは、①に『津守治易所持旧記』と載せていることである。『住吉松葉大記』において、津守治易の所蔵と見えるものに、このほか十一～十三神事部所収の『津守棟国所記置之諸神事次第記』（以下、「諸神事次第記」と略す）がある。惟朝は、「其自筆散滅不伝、津守賢氏書写本幸而納笈底、予得之平津守治易家、欣然即繕写、以為深秘家珍」と記しており、かつて津守賢氏書写の同記を

治易の家に見出し、これを書写したのだという。賢氏は氏昭の孫であるから、同人書写的『諸神事次第記』および『津守氏昭記』の双方を所持していいた治易は、賢氏の子孫であつたと思われる。⁽¹⁴⁾つまり、惟朝が両書を実見したころまで、『津守氏昭記』自筆原本は子孫の手中に保管されていたのである。

しかし、惟朝の目に触れて間もなく、『諸神事次第記』はその手を離れたとみられる。というのは、現在尊経閣文庫に所蔵されている『住吉社年中行事』こそ、惟朝の見た『諸神事次第記』だと考えられるからである。その奥書は以下のとおりである。⁽¹⁵⁾

□記者、国平御子国助舍弟棟国之四番目ノ末子国有之御手跡也、破損之間加修覆、七月十五日花摘事六行并虫食等紛失、仍以他本予書加畢、当年迄二百五六十耳計歟、統千載集被撰時代也、国有者御笛器量、政躬弟子之由系図ニアリ、

元龜三年壬卯月日

青安房守六十五才
賢氏（花押）

棟国の子国有の書写にかかり、元龜三年（一五七二）賢氏がその闕落部を補った本だという。おそらく惟朝は、賢氏の補写を書写と解したのであろう。同書には、前田綱紀の覚書が添えられ、貞享三年（一六八六）十一月下旬に入手したことが記されている。福井款彦氏によれば、惟朝は天和元年（一六八一）すでに史料蒐集を行なっているので、綱紀の落手する以前、惟朝が披見して書写したとみることは可能である。つまり、惟朝が『住吉松葉大記』を編纂した元禄年間には、すでに治易の所蔵ではなかつたと考えられる。とすれば、『津守氏昭記』も同じ頃に巷間に出了た可能性を指摘できることになる。

また、『文龜日記』の伝来も参考になる。本所架蔵謄写本の奥書は以下のとおりである。

右、文龜日記、撰津国大阪東区平野町殿村恵津藏本、明治十九年十一

月修史局編修星野恒採訪、明年七月賸写す、

殿村恵津氏は大坂の両替商米屋平右衛門の後裔で、同書は、歌学・国学に造詣の深かった先代茂済あるいは先々代茂清の入手したものだと考えられる。修史局はこのとき、同氏の蔵本から『公豊公記⁽¹⁷⁾』および『実直公記⁽¹⁸⁾』をも賸写しており、『文龜日記』もこれらと同じく蒐書の結果になるものなのであろう。同氏所蔵の『文龜日記』が自筆原本であったか、転写本であったか不明ながら、住吉社の神職とは無関係な家に伝わったことは注目される。

『津守氏昭記』は江戸時代のうちに本来の所蔵者たる子孫の手を離れた可能性が高いものの、『歴代残闕日記』以外の伝本の知られないことからみて、世に流布することはなかつたと判断される。春村が書写し、それを図書寮が、さらにそれを史料編纂所が賸写したことでようやく今に伝えられたという、まさに綱渡りのような伝来を持つ日記なのである。ただし、先に推測したように、春村の用いた親本が粗悪な転写本であつたとすれば、転写本が複数存在した可能性も想定できよう。

四 内容

本記のなかで最も多くの分量を占めるのは、住吉社の神事に関する記事である。中世同社の神事については、従来『住吉松葉大記』が注目されてきた⁽¹⁹⁾。その神事部は、鎌倉時代後期の年中行事『諸神事次第記』を骨格としているので、室町時代後期の実態を記している本記および『文龜日記』を併せ見ることで、中世同社の神事について、より詳細な検討ができることになる。また、住吉大社に伝存している『住吉大神宮祝詞⁽²⁰⁾』は、本記に前神主として見える津守国昭の名を載せる祝詞を含んでおり、参照されねばならない。

神事以外で最も注目されるのは、住吉社をめぐる寺院に関する記事であ

る。神主津守国昭は、長享二年（一四八八）十二月社司中の反対を顧みず住吉慈恩寺において出家した⁽²¹⁾。同寺の開山は、南北朝期の神主津守国量の弟にして徹翁義亨の法嗣である卓然宗立で、卓然の定めるところ、同寺は大徳寺の末寺であった⁽²²⁾。以後、歴代神主の子弟が住持となり、本記のころの住持は国昭の叔父南栄宗橘である⁽²³⁾。同じく徹翁の流れを承ける一休宗純は、応仁・文明の乱中、卓然の遺芳を慕つて住吉に寄寓するが、彼を援けたのは、慈恩寺の檀那でもあった国昭である。本記によつて、国昭が文明六年（一四七四）一休の弟子となり、法名宗州、道号夢翁を与えられたことや、「我何時モ事サタマラハ、山城ノ薪へ可上」という遺言を残していたことが知られ、その帰依の厚さが確かめられる。薪とは一休の再興した酬恩庵のことで、延徳元年十一月十九日条には、子息神主国則および生母宮氏以下の女中を伴い、同庵に参詣したことも見えている。

氏昭について見れば、大梅庵の存在が注目される。先述のように、大梅庵宗可は氏昭の娘であった可能性がある。また、延徳元年八月八日条に大梅庵開山名山宗善三十三回忌の仏事の記事に、同庵と青蓮寺家の縁由のあつたことが読み取れる。そして、『真珠庵文書』に残る一休宗純十三年忌出錢帳の比丘尼衆の部に「大梅庵宗淨」が見えており、同庵の大徳寺派の尼寺であったことが知られる。さらに、続群書類從所収『住吉社神主并一族系図』は、氏昭の父清氏について「於紫野出家、宗超、道号物外」と記している。つまり、氏昭も社務家を中心とする大徳寺派なかんずく一休宗純への帰依の動向と無縁ではなかつたのである。

このほか住吉に所在する有力寺院としては、淨土寺および神宮寺があつた。淨土寺は正しくは莊嚴淨土寺といい、歌人としても著名な平安後期の神主津守国基の創建にかかるが、鎌倉時代中期に叡尊を中興開山に迎え、以後は西大寺派の律宗寺院になつた⁽²⁵⁾。延徳元年九月二十日条に、氏昭の淨土寺奉行であったことが見えている。神宮寺は奈良時代中期の創建と

いわれる⁽²⁶⁾。寺僧の多くは社司の子弟であり、本記によれば、寺内に東西両僧坊が存在し、延徳二年四月十一日、氏昭の子昭成が「西僧坊職并学頭職」に補されたことが知られる。これらの寺院について、中世の実態を知ることのできる史料はきわめて乏しい。しかし、『津守氏古系図』・『住吉社神主并一族系図』および『住吉松葉大記』と本記とを見合せることによりて、住吉社の社司と仏寺との関わり方の変遷について解明することができるとは少なくないようと思える。

住吉社の社領についても、本記は、応仁・文明の乱後の実態の一端を知ることのできる稀有な史料である。『住吉松葉大記』二十一造営部所引の

正平九年（一三五四）八月日造営金銅金物用途支配注進状を分析した曾根研三氏の指摘どおり⁽²⁷⁾、播磨に所在する社領の重要であったことが窺える。

また、中島の造営関や住吉築島の問丸のことが見え、交通史の史料としても興味深い⁽²⁸⁾。政治史の史料としても、延徳二年四月摂津に下向した細川政元の動静に詳しく、京都・奈良で書かれた記録では知られない情報を載せて貴重である⁽²⁹⁾。

また、本記は和歌三十六首（うち氏昭自身の詠歌は二十八首）を載せている。神事代官の記録を本とするという性格を鑑みれば、この数はかなり多いものと評価ができる。詠歌を日記に記すにあたって、ついでに記すのだという弁解じみた言葉を載せていることが少なからずあり、氏昭がこの間に詠んだ和歌はこれに数倍すると想定される。『文亀日記』も氏昭の詠歌十首を載せ、なかに社務家主催の和歌会に送った三首懐紙を写しておいたものもある。勅撰集が絶えて後の住吉社司津守氏の和歌事蹟はほとんど知られておらず⁽³⁰⁾、この点でも本記は貴重な史料であるといえよう。さらに、本記・『文亀日記』ともに連歌関係の記事も多い。なかで『文亀日記』文亀三年正月二日条には氏昭の独吟百韻のことが見え、その三物が載せられている。

おわりに

以上、解説してきたとおり、本記は、数奇な伝来を有し、中世の住吉社について、その実態を知り得る稀有な史料であるとともに、交通史や政治史の点から見ても貴重な情報を含んでいる。惜しむらくは、写本の質が悪く、意味のとおらぬ箇所の少なくないことがある。原本あるいは、いまだ世に知られぬ良質の写本の現わることを期待して、この解題の結びとしたい。

〔註〕

- （1）西井芳子「黒川春村略伝」（影印三十冊本『歴代残闕日記』一「臨川書店、一九六九年」付載）および吉岡真之「歴代残闕日記」「国史大辞典」一四「吉川弘文館、一九九三年」所載）によれば、原本は失われて現存しないという。しかし、本所架藏本の前掲西井論稿九頁「全一二七巻より成る本書の原本は、もはやどこにも現存せず、その写本が宮内庁書陵部と東京大学総合図書館に所蔵されているのみである」というくだりに、後藤紀彦氏の手になる以下のごとき識語がある。「誤り、東大図書館本がそれなり、たゞし関東震火災にてその大部分を焼失せり、焼残本は当時史料編纂掛に借出中にてその災をまぬがれたるものなり（紀彦生）」と。氏の指摘をうけて東大図書館本（請求番号A00/6257「貴重書」、本所架藏写真帳「架番号6173/2291～15」も参照）を見直すと、各冊表紙見返しに朱長方印「花廬家文庫」裏表紙見返しに朱方印「墨阪十一代主写藏記」が一夥ずつ押捺されてあることが注目される。双方とも堀直格の蔵書印で（図書寮叢刊「書陵部蔵書印譜」上「明治書院、一九九六年」参照）、該本が堀家旧蔵の原本であることが諒解される。また、各冊第一丁表に朱方印「東京大學図書之印」・同「東京大學法理文學部書庫所藏」・朱丸印「閲覽室用／FOR USE IN THE READING ROOM」が一夥ずつ見える。「東京大學法理文學部書庫所藏」印の存在から該本が東京大學図書館の所蔵に帰したのは、明治十年（一八七七）東京大學創設後間もなく神田一ツ橋の三学部構内に図書館が設けられた時点から、同十七年の本郷移転をはさみ、帝國大學令による大學名改称

にともない帝国大学図書館となつた同十九年までの間だと考えられる(『東京大學百年史』部局史四「同学、一九八七年」第二十六編附属図書館の項参照)。したがつて、図書寮が書写を行なつた明治十八・十九年には、原本はすでに東京

大学図書館所蔵であり、同館本を以て書写したという可能性が大きい。

(2) 金子金治郎『宗祇の生活と作品』(桜楓社、一九八三年)七九頁、新城常三「室町後期の関所—交通量の低下—」(同『中世水運史の研究』)「塙書房、一九九四年」所収、初出は一九八九年)七二七・七二八頁。

(3) 『津守氏昭記』の語は、狭義に捉えれば、この名で伝存している本稿での紹介対象のみを指すが、広義には、青蓮寺氏昭の日記の総称であるから、『文龜日記』を含むことになる。本稿では、混乱を招かぬよう、狭義においてのみこの語を用いるが、『文龜日記』についても、一般的な呼称としては『津守氏昭記』を用いる方が適切だと考えている。

(4) 『開口神社文書』所収年未詳九月十九日念佛寺衆僧中宛住吉社司忠躬・氏昭等連署状(本所架蔵影写真帳一「架番号6171.63/10/1」、六七・六八丁)に載せる氏昭の花押と同じものだと認められる。

(5) 『住吉松葉大記』(皇學館大学出版部、一九八四年、初刊は一九三四年)による。同書の概要および編者梅園惟朝については、真弓常忠「梅園惟朝の人と学問—復刻の辞に代へて—」(同前復刻版巻末解説)、同『住吉松葉大記』と梅園惟朝(『悠久』二〇号、一九八五年)、福井款彦「梅園惟朝の著作について」(『神道古典研究会報』七号、一九八五年)を参照。

(6) 国則生母が室町幕府奉公衆佐々木大原氏の出自であることは、津守家所蔵『津守氏古系図』(加地宏江「津守氏古系図について」「人文論究」三七卷)号、一九八七年による)が、国則について「母佐々木小原女」と載せることから知られる。また、国則は後註(28)で述べるように、明応二年一旦神主職を解かれ、明応四年七月十七日閔白近衛尚通の執奏で還補されている。『後法興院記』(『陽明叢書記録文書篇』による)明応四年八月十日条に、国則遷補の謝札のため、「大原」(佐々木大原政信か)が近衛政家・尚通父子の許を訪れたことが見えており、右の系図の記載は信用に足るものと思われる。

(7) 氏昭の生年は、本記日次記冒頭等に長享三年四十九歳とあることから逆算した。清氏の年齢については、本所架蔵影写本『文龜日記』文龜三年正月二日条

に永享十三年五十一歳と見えて いることに拠つた。

(8) 続群書類從所収『住吉社神主并一族系図』。なお、『津守氏古系図』は名を盛弘とし、氏昭の父にあてている。

(9) 本記延徳元年八月三日条、同二年九月十三日条。

(10) 本記日次記冒頭等に「前安房守津守氏昭」、「文龜日記」文龜二年十二月八日条等に「前安房守從五位下津守朝臣氏昭」と見える。

(11) 本記延徳元年八月三日条等に「左京亮則氏」、「文龜日記」文龜二年十二月十日条等に「淡路守則氏」と見える。

(12) 『文龜日記』文龜三年正月一日条等に「西僧坊昭成」、「住吉松葉大記」二十一年十月十六日条に、「当年八十、大方殿、御里ハ備後ノ宮殿也」とある」とから造営部所引『津守則氏御殿修理日記』永正十四年十月十三日条に「東僧坊昭成」と見える。

(13) 国昭生母が室町幕府奉公衆備後宮氏の出自であることは、『文龜日記』文龜二年十月十六日条に、「母備後官女」と載せる」ととも傍証になろう。

(14) 『住吉松葉大記』二十一造営部は、すでに触れた『津守氏昭文明年中記』・『津守則氏御殿修理記』のほかに、『津守賢氏大鳥居造立日記』・『慶長十一年津守家盛記』を引用している。賢氏は氏昭の孫、家盛は賢氏の孫であり、いずれも青蓮寺家の当主の手による記録である。これらも津守治易の所蔵であった可能性を指摘できよう。

(15) 本所架蔵影写本(架番号3012/29)による。なお、『日本庶民文化史料集成』二(三)書房、一九七四年)に「住吉太神宮諸神事次第」(森末義彰・小沢弘校注)として翻刻がある。

(16) 福井款彦前掲「梅園惟朝の著作について」。

(17) 本所架蔵影写本(架番号2073/304)。

(18) 本所架蔵影写本(架番号2073/305)。

(19) このほか、中世の史料ではないが、天和三年(一六八三)国学者松下見林の影印と解題を掲載し、原田敏明編『日本祭礼行事集成』三(平凡社、一九七〇)

- (21) 年」が国学院大学所蔵本を翻刻している。これ以外の写本としては、京都御所東山御文庫本「勅封番号三十一函四十号、本所架咸影写本『京都御所東山御文庫記録』甲二百四十による」が重要である。や、寛政六年（一七九四）刊『住吉名所図絵』五巻（船越政一郎編『浪速叢書』一二〔浪速叢書刊行会、一九二八年〕所収）も参考になる。
- (20) (21) 福井款彦編『神道資料叢刊三 住吉大社所蔵住吉大神宮祝詞』（皇學館大学神道研究所、一九九一年）による。
- (22) (23) 本記延徳元年九月二十七日条によれば、国昭は出家して神主を退きながらも、同社造替料所中島閔の代官補任に際し、造営所たる氏昭の奉じた補任状に袖判を据えたことが知られる。その出家は隠遁を意味せず、神事には直接関与しないものの、依然社務を執っていたと解することができよう。
- (22) (23) 『蕉軒日録』（『大日本古記録』による）文明十六年十一月二日条、『住吉松葉大記』十九寺院部慈恩寺の項、『津守氏古系図』。
- (24) 『蕉軒日録』文明十六年十一月二日条は、慈恩寺住持宗橋の経歴を載せていい。それによると、宗橋は、はじめ相国寺に入つて宝山乾珍の弟子となり、その名を周吉といったが、慈恩寺の住持となるため、卓然の塔を拝して宗橋と改めた。爾来同寺に住して三十年になる。そして、道号南栄は一休宗純より与えられたものだという。また、『真珠庵文書』三（『大日本古文書 大徳寺文書別集』による）一七八号七四・明応四年六月二十日慈恩寺宗橋田地売券案があり、少なくとも明応四年に至るまで宗橋の慈恩寺住持だったことが知られる。
- (24) (25) 『真珠庵文書』一、二号・明応二年十一月二十一日一休宗純十三年忌奉行帳。
- また、本記中に見える喝食宗方および国昭の妾西向殿慈永も同文書に、同じく沙弥宗永は、『真珠庵文書』一、四号・同年月日一休宗純十三年忌奉行帳に、それぞれその名を見出すことができる。
- (25) 『住吉松葉大記』十九寺院部淨土寺の項。『金剛仏子觀尊感身学正記』（西大寺所蔵法隆寺重懐書写本影印版「西大寺、一九九〇年」による）建治元年八月二十三日条に、觀尊が淨土寺において百九十二人に菩薩戒を受けたことが見え、西大寺諸國末寺帳・『永享八年西大寺坊々寄宿末寺帳』（ともに松尾剛次「西大寺末寺帳考—中世の末寺帳を中心に—」〔同「勧進と破戒の中世史—中世仏教の実相」〕（吉川弘文館、一九九五年）所収、初出は一九九二年に翻刻）
- (26) (27) (28) (29) にも住吉莊嚴淨土寺として載せられている。
- (26) 『住吉松葉大記』十九寺院部神宮寺の項。遠日出典「住吉神宮寺の出現をめぐって」（『芸林』四五卷四号、一九九六年）も参照。
- (27) 曽根研三「南北朝期の住吉大社領とその經濟的価値」（『神道宗教』二五号、一九六一年）。
- (28) この点に触れたものに、新城常三前掲「室町後期の閑所—交通量の低下—」がある。
- (29) 住吉社も当時の畿内の政治情勢と無縁でなかつたことは、明応二年における神主国則の没落事件に端的に見えている。これは、国則と畠山政長被官遊佐氏との間に婚姻関係があつたことから、明応二年四月の政変で幕府に復帰した畠山基家および基家と結んだ上原元秀が、同年九月住吉社の社頭に乱入り、国則を没落に追い込んだものであった。なお、国則はこののち、同年十一月負傷がもとで瀕死に陥り前非を悔いた元秀の計らいによって還住を果したもの、『被官人白洲』を自ら殺害したため神主職に還補されず、明応四年八月三日至つてようやく還補されている（以上、『後法興院記』明応二年九月十日・同年十一月十七日・同四年七月十七日の各条、『東山御文庫記録』「本所架咸謄写本」甲八十五および甲九十六所収（明応二年）九月八日壬生雅久勘文、同前所収（明応二年）十二月三日吉田兼俱勘文、『住吉大社文書』所収明応四年八月三日勸修寺尚顯奉口宣案「本所架咸写真帳二、六六（六七丁）」）。国則が還補されず、氏昭が代官を勤めたため、『明応四年津守氏昭御代官記』が書かれたわけである。また、『住吉松葉大記』十九氏族部および『津守氏古系図』は、国則の神主職補任を明応二年十二月十五日のこととするが、これは誤りで、本記所載の国則の経歴に見える長享元年のこととすべきである。誤りのもとになつたと思しき『住吉大社文書』所収明応二年十二月十五日広橋守光奉口宣案「同前、六八（六九丁）」は「從五位下津守□□、宜□□□□□□□王」とあるが、国則は延徳三年八月十六日にすでに從五位上に叙せられており（同前所収延徳三年八月十六日広橋守光奉口宣案「同前、七二、七三丁」）、これは別人に宛てられたものと判断される。
- (30) 保坂都「津守家の歌人群」（武藏野書院、一九八四年）。
- 金子金治郎前掲『宗祇の生活と作品』七九頁は、発句を宗祇、脇を淨慈、第三

を氏昭が詠んだ百韻を紹介しており、氏昭の連歌愛好を知ることができる。なお、金子氏は『大日本史料』第八編之二十八所載の本記延徳元年八月十五日条に見える住吉社觀月和歌・連歌会の記事を引き、「御発句」の詠者を淨誉に宛てているが、これは神主国則とすべきであろう。

〔釈文〕

凡例

- 一、漢字の字体は常用字体を用い、変体仮名は現行の仮名に改めた。
- 一、文中に適宜読点・並列点を施した。
- 一、判読不能の文字は□もって示した。
- 一、誤読と思われる箇所には〔〕をもって傍註を付した。または傍註（マ、）を付した。
- 一、人名については、原則として毎月の初出箇所に（）をもって傍註を付した。

〔表紙〕 〔津守氏昭記〕

慈父安房守清氏記録、誠無私由注置畢、然予幼少之時分、或モリヌラ

シ、或鼠業ニナシテ、大略粉失、少々所残、加修覆取置畢、此家ニアラ

ン者、イカニモ崇敬シテ披見シ、門外不可出、我等マテモ、以其由緒非

無記録之志、雖然當時就神領不足、神事方之事、闕如ノミナリ、造宮方

之事、是又依乱世不及其沙汰、然上ハ、何事ヲ可書付哉ノ条、記録ハ斟

酌、但就今度御指令之儀、御代官勤仕、悉清氏御代官之時ノ記録ヲ以申

沙汰、仍如形記置計ナリ、存神慮之条、於一事モ無斜曲、為後々所全記

錄、全無私々々、神事御代官方之事、悉皆任清氏記録之旨、其外猶於不

審之所者、每々伺申、受御逸言勤仕了、仍此記録皆御代官方之事、但以

筆之次、他事少々記之、誠シルシハカリノ鳥ノ跡、後見ノ憚如山、就其

風字口ニ出ル切サキトス、

よしや見ようあやしき鳥の跡とてもまきれぬ道のつゝきたにせは
おろかなる心は身にもまかせねはいつはりなきを神そまもらん

一 浜大鳥居、畠山右衛門佐義就、先祖佳例云々、御立奉行花田方、代物且
式百貫文被付、不足ノ由重而申間、上棟ノ時式十貫文被出、文明十五癸四

月十五日立柱、同年六月廿七日上棟、
第二 津守南御明

一小松原大鳥居、是ハ往年中絶之所、堺屋庄湯川〔名水〕誤池水、宣阿之子助太郎造

立、長享二年十月四日立柱、同十一月十一日上棟、如以前惣大工奉幣、
第三 津守南御明

予播州下向留主之間、大膳亮則氏出仕、布衣、予依造宮所ナリ、此小松

原ノ鳥居怠転シテ年久、仍可立在所ヲ無知人、大方古絵図ヲ以定在所

了、祠官御出、予參テ談合申、
出五才 在所定了、

一 長享三年三月廿五日、御所様〔足利義興〕於江州御陣御他界、此上者不及力、
義高

諸家帰陣云々、言語道断之次第也、同晦日京江奉昇由也、同四月九日御

野送ノ由ナリ、依御違例也、惣別數年就大酒御内損之由風聞、今如此、

御詠歌共少々風聞、雖然不慥之條不能注、暮々絶言語、京ヨリ今日コソ
御所様御ハウフリナレハ、言ヲコセケルツイテニ歌アリ、

さらばはたゞおなし日ならてタケぶり又月かくす空そかなしき

その返しみのおくに

のほるらん煙もかなし世の中におゝひし袖の月をかくして 氏昭

惣旨殿略

國一、四位左京大夫殿、嘉吉元年辛酉十月八日御誕生、四歳ノ年文安元年

七月七日宝幢院殿國一御他界、仍自四歳當職、文安四年十二月八日七才、
博

御神拌、親昭役清氏、寶德三年御元服、十一歲長享二年戊申十二月七日於慈

恩寺四十八歲〔翁カ〕御落髮、御出家事不可然之由、老若兼而申、雖然旧例アル上

ハ不可被苦之由、以事書被仰、此上者不及力旨老若申、御法名宗州、道

号夢翁、是ハ文明六年九月休和尚當所ニ御座之時ナリ、御弟子三成給、

退龍院殿院号、御出家ハ後、御出家事ニ又御述懷等儀無之、今ハハヤ御子・御孫御座之上者、病者ノ間思召立歟、去年文明十九御上洛ノ次、大裏エモ、御所様へも、御暇被申定分ナリ、仍當年御出家、延徳二年戊八月

六日〔他界〕^(御脱力)五十歳、則慈恩寺移申、御さうれい了、八月十一日、
〔内〕^(權官殿則)國一、童名阿古今丸、応仁元年亥六月七日御誕生、文明五年辛巳十二月十八日神拝、親昭役氏昭、文明十九年丁酉十二月十九日御元服、理髪役氏昭、
〔三〕〔二十七才〕長享元年任津守、以前左近将監、任惣官、長享三年己酉六月十二日

四十四才御母雲龍珠院^(宗慶道号補)於向殿御他界、
恒國一、長享二年戊二月廿九日御誕生、今年則任惣官、延徳二年庚寅八月廿二日御他界、三才、言語道断之事也、

神事御代官晴之記

〔時力〕
長享三年己酉六月小

改元延徳元年

前安房守津守氏昭

四十一年
スム
進

六月

廿八日、卯^(時力)看經如例、

酉刻神事奉行以使者自楽所試樂案内申由申、如先記御代官時ハ、試樂ニハ不出仕、其趣返答、案内計ハ先規モ例也、毎々清氏記録を以申沙汰了、

一予カ床子旧様ヲ見苦、仍床子一申出了、則給、ツネノヨリ少タケ高シ、祝着之由申入、

一御祓御代官事、氏一蘓^(安養寺)相州豈有依指令、去文明十六年甲辰六月晦日、予始而御代官擧へ出仕、馬・皆具^(御中間)当年二八人、雜色・舍人・差參一本

入袋給、皆先例也、

神事前ノ日、鳥目百疋送給、御訪分也、^(清氏御代官時、二百疋給時モアリ、又百疋給年リ、方ヨリハ不申入事歟)

廿九日、辰^(丙)看經如例、荒和御祓神事、

辰刻御供案内申、^(神人私宅)神人私宅^(未申)則出、布衣、平緒^(綱)此狩衣平絹ノ事、慈父清氏令着了、^(明ナリ)雖然兼而伺申處、不可有子細被仰之間、新調而令着了、御同事ニ参時も平絹之狩衣令着了、御代官ノ時カキルヘカラス、但是等ノ事ハ、能々伺申、就御逸言可用捨事、尤肝要也、

私宅ノ北ノ門ヨリ参社頭、舞台ノ東ノ縁経テ、舞台ノ北惣官御立ノ東所ニ立、神官衣冠、一切経会ノ殿上ノ西参候、所司任門下、御供畢立後、案

内ノ氣色ノ時、參一御前、神官前行、御前ニ筵等兼而敷置、惣官殿御座^(上円座)、予^(可座カ)々道惣官殿御座ニモ筵上ニ円座ヲ敷置、走ハ非例也、清

氏御代官ノ時、座センシ座モ筵計ナリ、円座無シ、惣別旧記ノ体、惣官ノ御座ニハ円座無也、但両官御出仕ノ時ハ、何モ不苦々^(熱)、予御代官ニ参時間、旧記仰神人取去サセ祇候、筵ノ役神人^(三麿德子首歌)、氏人出仕ノ時、御前ニフセツヲ敷^(役人)於当座是等ノ故実如何カナレトモ、無疎略奸曲心事ハ、神左右ニ可被知召之間、正直之儀ヲ以、毎事申沙汰、非無憚々々々、

神官參御殿、御供備進、祝言正禰宜明賢、其後神宝等奉取出、第二祝言

禰宜明宗、第三正祝、第四禰祝、御供備進了而、三四ノ交ヲ經テ、五所ノ御前ニ参、惣官殿御座筵上敷円座、惣官殿同座筵、予参候、氏人不參、神官五所殿北脇、^(用床)五所御供備進、祝言禰宜明宗事、^(申)事^(事)々畢自南門退出、

一御直会、禰官御分半分私宅へ、神人与面々祝持參、御飯^(手切ノ魚高盛)并手切ノ魚高盛、一ツ・ヤキ物・小カワラケ種々、其外スマ、以下菓子、櫃^(口)のニ入テ持來、則水飯漬ニシテ家中祝了、

未刻神事奉行進自神館殿以使者案内申、但諸色着到等、悉參トイヘト

モ、神官方出仕遅々之間、如何可仕之由被申、重々可被致催促之由申、
雖然先神館殿ハ出仕申ヘキ由懇答、則出、於私宅西ノ六間着裝束、東帶、
表袴新調、綾、若年ノ者ハ、綾不可然、拙者既年寵寄之間、当年伺申新調
也、若年平絹也、〔妻〕於神館殿書言ノ間、御代官馬入見參、〔其後出走例也〕重而神官方へ自奉行被
立使、則正禰宜出仕、日晚之間、急出神館殿、東ノ遣ヨリ出テ、沓ヌキ
ニテ沓ヲハク、私ノ雜色役之、於妻戸ノ間、召ノ馬入見參、其後出、是
旧例也、下客殿前ノ庭、兼而敷フセツヲ着座、神官等下客殿ノ未參候、
用床面々前坏ニ酒入之後、祝言禰宜參申、次酒一獻、〔言脱〕御代官ノ時ハ、次々
ヘ盃ノ礼ニ不及、是上ヲ賞観ノ故ナリト云々、雖然是等ノ事、時宜ニヨ
ルヘキ事歟、可用捨、賦官役少祝〔音〕此時イヒキ婉ヨリ取下、〔東〕御代官ノ時ハ、
殿ノ東ニ立、手水進之、大海ノ社司雅楽助忠行役之、手水ノ後冠ノ木綿
進之、〔氏人〕手水・冠ノ木綿、御代官ノ時、如正位氏人役事旧例也、次參御
前、予御殿北脇參候、〔子用床〕神官南脇、〔子用床〕氏人不參、〔出仕ノ時用床〕御前二候、神
輿一基・神馬奉寄、禰宜參御前、申再拜、〔手〕御年、出御、奏慶雲樂、〔出中〕
門自北門西へ行、自猪鼻南へ折テ、經曾利橋出浜、〔此蓋右祠社頭迄御出仕ニテ、撰へ御代官出仕ノ時用床〕於鳥居本北、〔用床〕國床
義歎〔不知〕、〔曾利橋テ〕神宝等取置了、〔後之〕神寶等取置了、〔神人案内アリ、正樂カアリ、如何、鳥居ノ西ニヨイテ乗馬、行列次第如例、宿院ノ鳥居ノ
内ニテ下馬、直ニ参御前、予頓宮ノ北ノ脇ニ候、〔子用床〕同屋神官等參候、神
輿・神馬奉寄、禰宜參テ申再拜之後、御輿奉昇入、〔後之〕神宝等取置了、〔神人案内アリ、次予北仮屋へ着座、〔上ノ陪膳幕ラ上〕横座、予東西ニ膳一膳ツ、居置、〔入ル暁幕コウライヘリ〕家子ノ膳歟、上ノ陪膳賤官、四取テ二ツ、ニ割テ返給、末座左右二分
テ、勘所司・神宝所着座、末ノ陪膳ハ別人アリ、摺粉於母湯進之、其後
酒、奉幣ノ前後ニ、酒悉皆四五献歟、神人仮屋ハ參テ奉幣ノ案内申、則
出、又慢上ノ陪膳參テ上、御前神人二人廻前、最前御前へ参時モ、又仮
屋へ行時ニモ、御前神人二人アリ、参御前、又頓宮ノ北脇ニ帖、用床

子、御前ニ敷荒薦ヲ、〔岩松祝〕又神人案内ノ時、御前へ進寄テ先一拝、御幣
ヲ權祝・正祝・權禰宜・正禰宜次第ニ末ヨリ取次テ予ニ授、予取テ御
幣、奉幣事四度後、返給權禰宜、其後正禰宜ノ手ヨリ宣命進、〔次〕欠予取
之、二三折テ一拝、其後念詠、ヨミアケテ後、卷テ禰宜ニ返給後、一拝
シテ則仮屋ニ帰着、御前神人二人アリ、此間ニ諸色ノ存役事畢歟、又神
人來テレントウノ案内申、則如已前出、神官四人舞、了テ後予レント
ウ、既還御ノ刻由申間、直ニ參御前北脇、用床子、神宝等奉取出、神輿
・神馬奉寄、禰宜參申再拜、還御、自鳥居ノ内予乗馬、次第如例、本宮
ノ平橋ノ西ニテ下馬、於平橋北御祓、同東件ノ東所ニ予候、〔子用床〕御祓畢
テ、各自西門入テ、經第三四ノ御殿ノ交、自南中門入御、神輿・神馬奉
寄、參禰宜申再拜後、神宝等奉納、次東遊、馬長・本田樂等遊也、世上
ノ私宅へ帰了、以後ハ還御ナラハ、急ニテ神館殿ヘ布衣ヲモタセ、於神
館殿装束ヲ可改事ナリ、〔マ〕一私宅マテ御前神人二人來、
一火替神事
於私亭六間、冠・東帶ヲヌキ、着立烏帽子時、神人來テ火替神事案内
申、則參、布衣、自南門參入、禰宜淨衣、・神人等參候、御前ノ軒ニ机二
脚立テ、御供四膳備進、御酒ヲ進テ後、祠官ノ御膳・同御代官膳居、神
官陪膳、御前ノ庭ニ御座ノ疊カウラ、二疊敷、北正官、西権官、予酒呑之
シテ、〔构後〕飯ノ箸ヲツ、〔ミカ〕シソヘタル草葉ノ飯在之、正官ノ御分・予分二ツ、
シ箸ヲノケテ、萱草ノ飯明賢、取テ給之、予則取テ懷中シテ退散、
笠原十郎夏繁・同子紀四郎氏繁〔但俄ヨリコリニ〕・新三郎・中間太郎右衛門
直垂・右近衛門直垂・又衛門、〔菊園屋給〕予直其外若中間共五六人、小者二人、

東僧坊ノ三郎雇給、雜色是ノ六郎衛門、乗就寺但當年被官之由申、此外毎度公方ノ雜色一人、
直垂着ノ中間一人、舍人二人、元ハ三人、一人ハ直垂ヲ着、御奉一本、入袋、去年ハ御沓モアリ、諸扁被入尊意、度々懇意間、満足云々、

差繩事、毎年同鴨川上□之一筋ノ内、奉行得分半分之由秀貞申、更無謂、〔篇〕旧例モタメシナシトイヘトモ、底弱ノ事タル間、不及是非、訳取テ後年者、堅^(今)マヤ事モ、大神事馬ニ差繩半筋可被付事曲事也、

一今日神幸他所ヘノ御事也、予又持病ノ脚氣再發シテ、当夏中病氣以外也、出仕不定之處、神事前種々ノ療治ヲイタシ得少減、如形出仕、無為何ヨリモ心ヲ満足、所願成就ナリ、併拙者朝暮無私曲留私祈念、無奸曲所ヲ神慮ニアハレミ給歟ト悉計ナリ、

〔今日迄土用、明三日立秋ナリ、一番衆、元ハ二人、一人ハ馬ノロニ付、御奉一本、入袋、去年ハ御沓モアリ、諸扁被入尊意、度々懇意間、満足云々、

〔日西殿御忌中ナリ、

一七月二日、御方違依御忌中被延引申也、來十二日マテ三十日西殿御忌中ナリ、

一七月七日、〔辛〕看經如例、辰刻御供案内、神人私宅へ来テ申、則出、衣冠、舞台東ノ縁ヲ経テ、舞台ノ北権官御立ノ在所ニ立、神官一切経会ノ

一殿上ノ西被參候、所用歟門下、御供櫃昇被渡、參御前、神官前行、予一拜シテ南幣殿ニ着座、覺^(小紋)、祝言^(司祝)禰宜明賢申シ、御供參畢後、權少記^(祝)

閉御戸後案内、則立座、參五所御前、兼而御供櫃一合居置、權禰宜參申再拜、參畢テ後御直会、酒一献、事畢起座、御殿廻り、殿殿次第二神官^(正官御座延上円座 檻官御座延此上ニテ參候)子^(用床)、神子數輩參候、祠官御出仕御殿廻りノコトク各參候、

自四神殿經三神殿御前、神宮寺御五体ニ参、同今主祐祈念、則北門ヨリ入中門、於御前一拜シテ、北幣殿ニ着座、東御庭、北権官御庭、是ニ小文、予參候、神官西南角ヲカケテ着庭、

一元ハ神殿^(被置)延八年、月中ニ被置、依之^(祝)予カマヘニ以神人御正官櫃申出、カキヲ相ソ^(神)へ補人持參、敷荒薦置之、櫃ノ蓋不及開、同予カ前ニ法華經一部置之、卷返之、虫払、神官四人前櫃老合宛置之、權少記^(祝)一臘、記幸松宮仕櫛箱共、自神殿權少祝等奉取出、於御經所

一申刻孟蘭盆会、奉行式部丞忠俊方ヨリ、以使者神事案内アリ、則出、布

一衣、平絹ノ狩衣、先神館殿江參、奉行忠俊祇候、御前神人遅々之条、先急テ出神館、東ノ遣戸ヨリ出テ、沓ヌキニライテ沓ヲハタ、南幣殿ニ着

僧中虫払、次御舍利東僧坊律惠出給、幣殿ノ造合ニテ預勸舞持來、幣殿ニおいて、東僧坊取テ机ヲ、香爐并御舍利札ナカラ予カ前ニ居給、燒香シテ御舍利奉拝、其後權少祝取次テ神官等拝之、虫払畢、櫃共御代官加判事先例ナリ、御判形、任^(代)記付封悉、予松分ト神官分下計封御經所へ取出櫃共不封、御舍利記法聊取テ帰後、櫃共御殿江奉納、閉御戸案内之時退出了、私亭マテ御前神人二人來、

一虫払ノ間歟、留主ニ私宅へ御直会、神人宗是祝持來、麵以下桃、イツレモ少分持來、權官御分半分歟、御代官ノ時ハ毎度如此、

一依御指令、今日淨土寺金堂懷紙之沙汰無之、今朝以御使、淨土寺へ依御指合御參詣無之間、予御代官ニ參可燒香之由被仰、仍虫払神事以後、直^(待)乘淨土寺金堂へ参、頓歌一首法樂短冊、

〔津守〕本願國基

ノ御社江法樂ノ心さしといさゝか書付侍計なり

世にとをくきこえあけけり法のこゑもたへぬ御寺の秋のはつかせ

十五日、未^(辛)看經如例、

一今日御節供^(ハ)ニ被延引由ナリ、予於私亭梶葉七葉ニ頓歌七首法楽、

一早旦御供案内申、神人私亭來而申、則着裝束、衣冠、舞台ノ東ノ縁を経テ、舞台之北ニ立、御供昇立後、參御前、神官前行、予南幣殿着座、カウライ^(御)御供備進如例、祝言正禰宜明賢、次五所御前着座、正官殿延上円^(供ノ時東向)座、權官御庭筵、是ニ而着座、五所ノ御供祝言權禰宜參、畢テ立テ庭ヲ巡礼、殿^(今)ニ次第二神官^(用床)、神子數輩參候、自四神殿經三神殿御前、神宮寺^(鳥居)へ參入、北門一神殿ノ經御後、自南門経舞台ノ東縁退出、

氏昭

〔祝〕
〔記幸松宮仕櫛箱共、自神殿權少祝等奉取出、於御經所

座、ラカウ、西向、神事奉行忠俊、幣殿ノウンロノ縁ニ祇候、神官北ノ中門ノ席参候、氏人出仕之時、南ノ中門ノ席へ着座、今日ハ一人樂所御前ノ庭上モ無出仕ヒツシサ参候、御戸ノキワニ高机一脚立、御前ノ左右ニ高座、登高座、行道、舞人烈立、講読、予モ事畢下高座、舞以下又行道、次散手テ・貴徳、次相撲十番、但塩衆等ノ相撲闘如歟、十番之内二三番闘歟、是ヨリモ相撲ノ取手千世松老人出、是檢断一人ツ出相撲事畢テ、勝負ノ舞、抜頭・納曾利、次奏長慶子、則退出、御前神人源四郎祝千世祝次男二人參、於私亭門内、兩人ノ神人ニ申、自神館殿参時、毎度御前神人アリ、今日遲參、日晚之間先参留、曲事之由申処、一向無案内ニヨリテ遲參、向後ハ早参シテ御前可参由、兩人侘言申、慥ニ可存知之由、堅申付候、御代官之時、自神館殿参時者、毎度御前神人二人參、旧記分明ナリ、後々堅可申付事ナリ、

一今日御直会、私亭ハ神人二人持來、与四郎祝三郎祝於私亭門内、班斧瓜五・米一マス計・桃・なすび・枝豆・枝サ・ギ等持來、則家中頂戴了、ホンチ太慶々々、

一是ヲ書付ル次、ふと心ニ浮ニ任テ、誠スチモナキロスサミヲ一首任筆了、大曲事く、

世の中にたまつる日の神わさやひろくたすけんこゝろなるらん

八月一日、丁亥看經如例、早旦築嶋問丸代諸船小次太夫、株看如例、今日憑ノ事、兼而相触被止之、依為忌中歟、慈恩寺チワイン今日四十九日歟、

三日、己丑今日慈恩寺忌中アク、当所僧・比丘尼并社僧方少々俗方以下、時被獻云々、去六月十二日如昨日、無程五十日過了、則今朝退龍院殿西向殿江移給云々、御心中之愁傷奉察在ナリ、及夕此間慈恩寺ニ祇候ノ沙弥宗珠・喝食二人宗珠來テ、忌中僧衆上下無事、大慶々々、

一去朔日、佳例ノ殿中家司方ノ御記延引祝、仍今日於西殿在之、大瓶東向所広挺之昇居、横座祠官、御前ノ衆、予・昭広・昭長・則久・則氏、其他

土佐大夫李之助兵部丞大體亮

安養寺編木菊園青蓮寺

一昨日十三日、鷹合ノ祭也、鷹合堂別當分ノ膳持來、饗、一ハイ、桓アリ、升盛ハカリ歟ト云、五盛ノ餅、イハ菜汁各、タシコ等小カハラケ白酒一升歟、当年隊得隨分カノ經營ナリ、使ニ料足四文出、佳例也、幸千代イワ、セハシメ、其外家中上下祝了、是ハ鷹合堂別當職分一膳毎年今日持來、幼少之間、近年所務等是ハ納、後々成仁之時、加様之物モ坊へ可納、上古モ自然幼少之時ハ、是ハ納由ナリ、以後モ、自然童形等之時ハ、万事為此家可被立事也、

十五日、丑辛看經如恒、自早旦大雨、臨夕晴、月明ニ明月會於西殿在之、歌ノ懸物面々取之、

御発句 月にはるゝ兩もこよひのひより哉 歌二十首

広挺ニ昭忠以下祇候、酒三献、佳例ノ白酒等アリ、今日經營家司以下九郎是倍沙汰、朔日ノ祝今日ニ而沙汰ノ事珍シ、仍以筆ノ次記畢、是ハ慈恩寺忌中昨日マテナルニヨリテ也、

八月八日、甲午、早旦花摘ノ御供備進歟、今日ノ御供ニハ、毎年祠官不出給、仍不及御代官之沙汰、神官以下出仕歟、新米之餅以下備進之由、明賢物語、

一今日八日、太梅庵開山宗尊^{去長禄元年八月八日死去無程三十三廻如夢}山^{追尋名山}卅三年ノ仏事沙汰、僧・比丘尼、其外俗衆少々、昨日七日、ニ者、雲門庵衆僧達御時被獻之、太梅庵予一類於所今繁昌大慶、弥冥加ヲ祈念無他、

九日、看經如例、早旦若松社・瑞璃寺^并淨土寺金堂・同弁才天社・自其北村ノ天神^并海岸寺・神宮寺・今主社各參詣、大膳亮則氏同道、太刀持二人召供、昨日八日、洗髮精進、以略儀一樣精進也、子供同前、但残ノ子共ハ、晚景可參詣由申、帰宅之刻、是ノ鎮主ヘ参、家門長久・子孫繁昌之祈念、

十四日、庚子看經如例、築嶋諸船ノ問代小次太夫下女、先日憑ノ時ノアキ株ヲ取来テ、仍朔日取乱、イマタカヘシヲ不遣、今朝以便宜扇一本遣了、祝着由申、

雖予造營所也、閑ノ成敗ハ今日初也、神慮ノ至、由數年白例成敗非道、

〔例〕

十六日、〔在〕子王看經如例、中嶋閑根本大庭閑、〔今聚所留島ニ此近年有之歟、造營料、代官職事、競望之仁毛間ノ

〔入道ナリ〕

法円云々、〔名主兼吉之伯父也、慈恩寺付テ申〕大略御領掌分也、為礼法円并男一人宗昌同道ニ

〔慈恩寺僧〕

テ來、百疋檻代云々、對面一獻了、然者明旦神人ヲ可被下由申、此數年

〔例〕

白例悉皆成敗、仍興津代官雖度々召、無音之上者、前人ニ申付云々、

〔別〕

十七日、〔辛〕看經如恒、早旦闇ノ方へ徳千世祝力子藤次郎祝源三郎祝兩使遣、

〔例〕

長享三八月廿日、定神事、御代官安房守氏昭、

〔相撲会〕

廿日、〔丙〕看經如例、〔午〕暁雨下、定神事、〔本刻〕申刻神人私宅へ來案内申、則御代

〔午刻〕

官ニテ布衣、舞台ノ東ノ縁ヲ經テ^{〔此時樂所發聲、入、上客殿北ノ方ヨリ〕}南門へ入、權官殿御

〔座〕

庭、〔小文一帖數、北向、是ニテ着座、東ヨリ第五間ノ中横座、物官殿御座、文一向小南

一臘ノ座、〔紫綾〕末左右神宝所等着座、東端板ノ際南北行北上、神官座、西

二間東上、南北行、

南大海社司、勘定司等、北神宝所等、膳共兼而居置、酒一獻

〔名〕

ノ後、大海社司覽定文、〔入葛兼筆〕予力前ニ祇候、定文之奥ニ予判形紛着、〔据カ〕

至廿三通同加判、常ノ袖判ノ在所ヨリハサケテ、口書ノ前ノ下ニ而加

判、旧記ニハタ、加判トアリ、予以故実、常ノ所ヨリサケテ加判、是則

上ヲ恐心也、

〔定文年号付ノ奥〕

〔津守國則〕

神主津守朝臣

〔津守國儀〕

權神主津守朝臣

書載事不可然由、予大海社司ニ申、就其此分調進歟、

〔名〕

兩殿御名ノトヨリヨリ聊奥へ引ヨセテ加判、

〔津守氏昭〕

〔花押影〕

此在所ニ加判、

〔津守氏昭〕

常袖判被成時ハ此辺なり、予御代官ニ加判之間、恐ヲ存ヒキサケテ判形、

〔御判〕

御判

可被成在所なり、

〔此着ノ類三通歟〕

來相撲会神事一一之着到事

〔花押影〕

馬頭代ノ着到人數之内、老人ノ名合点了、兼加判之後則返給、次饗ヲ進テ一獻、陪膳

而ヲシヘ給ニヨンテナリ、是佳例ノヨシ被仰、

〔王〕

權少祝、末ノ陪膳神人役、此間ニ樂所奏陵、〔王〕・納曾利、樂所一切經会ノ

〔以上ニ着座、樂所饗膳行歟、二獻ニ而神人差齋案内ト申後退出、殿廻

〔殿〕

リ、自一神殿三四ヨリ第三ノ御前ヲ經テ神宮寺へ參、自是直ニ私宅へ

帰了、

〔記〕

一旧礼ニハ、勘定司勾当、大海社司以下膳兼テ居置、社司・氏人等膳着座

以後居之云々、今日ハイツレモ兼而居置、如何、

〔記〕

一今日膳事、權官殿御前一円、一臘膳一円、イツレモ予カ中間取之、權官

殿ノ御前ハ、依為御代官也、一臘ノ膳ハ、依為定座也、

〔記〕

今日廿日入彼岸、社頭八講如例歟、依御指合、歌ハ無之、

〔記〕

九月二日、〔丁〕暁看經如例、今日播州魚住本庄并加良村之下向、自今在家

浦乘船、自尼崎力チ、入夜着兵庫了、翌日三百、魚住道願カ許ニ付了、三

日朝、番頭御各礼ニ來、同八日、〔安養寺〕加良村江移了、

〔社僧方〕

九日、御供、予依他行不出仕、土佐大夫昭広御代官ニ出仕云々、十三日

早旦、神事船各迄予上了、

〔記〕

十三日、相撲会神事、今日者慈父清氏正命日ナルニヨツテ、予毎年不出

仕、依之土佐大夫昭広御代官、神事式如例、会式持參、〔所司役〕殿上饗ノ御

〔御役棧敷經營、菊園沙汰云々、如例云々、今日神事奉行式部承忠俊、神事御出云々、案内自奉行方被申由、昭広被申、

〔院〕

播州百姓等經營大飯、依不熟半分御免之由也、魚住本庄百姓等來、礼三

〔院〕

十疋持參、〔沙汰代〕円谷坊十疋、定林寺十疋、森ノ玉泉坊十疋、振舞不寄思煩

〔道願カ弟〕

〔トネ衛門カ子歟〕

（95）本所所藏『津守氏昭記』（上）（末柄）

也、百姓等ニスイ物ニテ酒給之、三人ノ供僧ハ、年者翌日招請、朝飯献之、

一八木ノ百姓等、江井村越分事致訴訟、申旨大略八木理運歟、起請文を以

可明申、雖然両方へ申有、先可被候^{〔止カ〕}追而遂糺明、堅可有成敗由ナリ、

一淨土寺宝^{〔鑑〕}撞院信共房、中嶋安養寺入院ノ御礼被申、此度^{〔開闢〕}閣閣^{〔子息〕}兩殿江四

百疋箱紙進上、依淨土寺奉行、予力方江百疋

廿五日、辰^{〔庚〕}看經如例、閔代官法円依召參、但日晚之間、明日可伺由申テ

返了、二十疋振舞、

一廿六日、巳^{〔辛〕}看經如例、閔事去月^{〔十七日ヨリ〕}当月ハ、先公用ヲ必定シテ被預、依之

公用等事、可被申定也、此閔又別人競望之由なり、其申狀ト云々、

御閔條々

一ところ料事、是^{〔ハ員數御定〕}

一御本所御公用、月割七貫文上可申、

一同月別ニ塩五斗宛上可申、一しきせんの事、拾貫文沙汰可申、

一御補任被成候ハ^{〔、〕}御礼可申上候、

如此条ヲ立テ望申者アリ、此旨法円ニ申付処、法円申事、當時ハ更ニ

上船ナシ、如何シテ如此公用等沙汰可申哉ノ由佗言申、雖然^{〔マニ〕}ソヤ如此望

申仁体アル上ハ、兎モ角モ隨意之由、問答ノ間不及申、然者先此分ニ可

給申由領掌、

廿七日、壬^{〔午〕}看經如例、早旦法円御領掌之旨披露、紛ハ可被成補任之旨被

仰、先請文ヲ可沙汰旨申付、

〔其謂文二言〕

當社御^{〔造替〕}料中嶋内目錢関考所御代官職事、預申候上者、嚴重取沙汰

可申、万一御公用等、有無沙汰之儀出来者、雖為何時、早可被改替歟、其時不可申一言之子細候也、仍請文之狀如件、

長享三年九月廿七日

法円在判

青蓮寺殿參^{〔進〕}

當社造替料中嶋内目錢関考所代官職事、此補任法円候了、但公用等有無沙汰之儀出来者、任請文之旨、早可被改替者也、仍而執達如件、
長享三年九月廿七日 氏昭

為補任之御礼、參百疋法円進上、日出由御返事、予力方江百疋御補任之
禮之由申、
廿九日、申^{〔甲〕}看經如例、玉子嶋御祓神事、
予御代官、御供本刻辰^{〔点〕}籠、甘菜依無沙汰、御供遲々、浦無御使、源二郎祝催促無沙汰也、依之甘茶奉行正禰宜取替進由ナリ、雖然今ノ事ハ、御使無沙汰ノ間、如此御成敗云々、尤之事也、俄堺^{〔ハマシタ〕}買遣間、遲々ノ由正禰宜被申、無勿体次第也、度々自是も御厨^{〔ハシ〕}へ立使、急々申刻歟、御供案内神人私宅へ来テ、申刻則出、布衣、舞台ノ東縁ヲ経テ、御立ノ在所ニ立、神官常所ニ立、所用歟門下、御供昇立後、神官前行、御前庭ニテ惣官殿御座延上円座、惣官殿御座延ニ予參候、其ウシロフセツ敷、土佐大夫昭広候、御供如例、

一神殿御供之後、神宝等奉取出、南北中門ノ廊ニ奉置、祝言正禰宜大夫昭賢、第二祝言明宗、第三正祝、第四權祝無出仕、仍正禰宜祝言進、畢テ

第三・第四ノ事ヲ^{〔交〕}経テ五所ニ參、御供櫃一合、祝言正禰宜明宗、事畢テ

南門ヲ出テ帰私宅了、則冠ヲ着、束帶ヲ着、神館殿ヨリ神事奉行主殿助

則重、私宅へ以使者、諸色參集之由案内、則出、束帶、神館殿江參、着

到共入者參、氏人土佐大夫昭広・李助昭長^{〔道本〕}・大膳亮則氏、予ハ神館殿東

ノ遣戸ヨリ出、沓ヲハク、氏人常ノ所ヨリ出各參、前行神人二人、於下

客殿ノ東辺手水^{〔司役之〕}、氏人マテ、氏人ノ木綿面々雜色着之、予カ木綿

大海社司役之、南門ヨリ入、中門ヲ入時発乱声、御前北脇ニ予參候、用

床子、南脇神官、氏人御前、^{〔各用〕}庚子^{〔宿子〕}神輿一基・神馬奉寄、權少祝進胡床、

正禰宜參再拜申、神人警蹕、行列出北門、自西門経曾利橋至宝院、御

退龍院殿御判
(津守國昭)

輿奉居、神宝奉納ノ程、御代官以下氏人等敷床子、奉納ノ後着座、^(管)算ヲ
賦ル、四取テ二ツ、ニ割テ次第返給、權少祝進也、末神人役之、^(管)算ヲ
取集テ祓、祝言畢神官等着座、れシトウ舞也、先神官、次予・氏人等、
次舞納曾利、以後還御、行列如前、於猪鼻御祓在之、幣等兼而儲也、御
祓畢テ自猪鼻入西門、^(御祓之祝)經三四神殿交、自南ノ中門入御、神輿・神
馬奉寄、禰宜申再拝、神宝等奉納、御戸閉ノ後、權少祝予カ前蹲居ノ時
退出、自南門出テ、舞台東ノ縁ヲ経テ、直ニ前行神人四人私宅迄來テ
後、直垂ヲ着、御宿へ御礼ニ參、還御後於御座饗膳、酒肴等儀式近年無
之、播州百姓等經營ナルヘキ也、奉行則重、氏人殿迄着座ノ後ニ祇候、
用床子、還御ノ後予ニ礼ヲ被申退散ス、

一御幸ノ留主ニ、御供權官殿御分半分歟、御代官分饗半分、盛物以下種々
私宅へ神人源五郎祝持來了、家中祝テ御直会、歡喜之祝言、

一翌日朔日礼ニ被來次、家子達御直乗、肴ニテ一献、

十月大

四日、^子看經如例、天晴、今日笠原十郎友繁、為使シテ山無動寺玉泉坊
ヘ上畢、幸千代當年十五才ナリ、仍得度ノ事申上畢、同七日ノ朝積船
歟、十郎下向畢、^(美成)玉泉坊悅喜之由狀在之、故崇成法印被仰置之條尤可
然、イソキ來廿日比^(定)必言ノホセ申サルヘキ申也、仍供用意ナリ、
九日、^巳看經如恒、閑代官法円方ヨリ在折紙、九月ノ公用七貫文^{(并塙五}
斗、以人夫運上、今度法円代官以後、公用運送之始也、以宗昌令披露
了、箱紙御自筆也、

一日錢闕公用如法円折紙^(封裏)到来、日出候、仍奉行得分百疋則進之候、定
使給拾疋申付候、委細宗昌可被申、

長享三
十月九日

(津守國昭)

安房守殿公用減少ニヨツテ得分少分也、

一来廿一日吉日之由令撰定、天氣ヨキ様ニト祈念無他、
十五日、亥^(己未)看經如例、就幸千代丸登山アルヘキニシイテ、方々ハナムケ
等、乍煩祝着ノ至也、今日ハ供養次衆推二荷・麵二盆・昆布・鬚籠・柿・
柑子等、其外種々奔走也、仍則可被來之由申、各被來、大酒乱舞、晚分
散、大慶芳志之由申、

櫛代振舞衆

百疋 慶円房快良

百疋^(并綾)一反 河内勝軍寺律僧也

近年昭近

連々芳志

百疋 東僧坊津師

二百文

河津師

三百文 下野阿闍梨

百疋

宗昌

百疋 東僧坊津師

二百文 民部阿闍梨

百疋

鳥居美濃守方

百疋 薩摩公榮弘

百疋

會所ノ坊主

百疋^(并種)一

源秀

自御坊給

百疋^(并種)一

アマンヤ

不動院

百疋^(并種)一

古法印

觀音院

百疋^(并種)一

アマンヤ

太梅庵

百疋^(并種)一

御アチャ

鳥居ノ内方

百疋^(并種)一

檜

以下

百疋^(并種)一

松坊内方

百疋^(并種)一

御アチャ

櫛一看

ル、同綾ノ小袖新調、種々用意非暇、宗昌シテ料足十五貫文借用為用意

一十九日ノ晚、退龍院殿是へ入御、二百疋被持、幸千世暇乞ノ由被仰、御

懇之至、尤忝事也、併神慮冥慮冥加之至、予所願満足此事ナリ、幸千世

九今朝登山、兼而於塩付吉日ヲ令撰定、
〔丸〕十五才

廿一日、乙巳天気快然、祝着、看經如例、曉出立、コシカキ於淨土寺ヤト

イ畢、三人、人夫四五人、加興丁等ヤトヲ、大檻一荷・兩種・皮子等二

荷、料足八貫余持之、供衆等原十郎・三郎・千代松・慶円房、山ニテ、

卯刻乘輿在云々、送ノ衆、〔青蓮寺〕大膳亮則氏、乘馬、足鹿毛、又太郎忠相、其

外社僧方ノ中蘄・若衆大略送ニ被行了、鳴野ノワタリマテ送テ、自其各

帰畢、今日天氣殊快然、大慶此事也、

廿五日、己酉看經如例、山ヘノ供衆十郎・三郎、コシカキ三人、人夫三人

下着了、慶円房・千世松ハ山逗留之由申、十郎語テ云、廿二日申刻、坂

本ヘ付、今日ハ坂本ニテ湯ニ入ナトシテ、坂本ニ一宿之由也、廿三日

明、北ノ無動寺ヨリ為迎、上中下大勢下向之由ナリ、供奉人警固由申、

玉泉坊當時殊威勢ノ人云々、幸千代坂本ヨリ長絹、迎ノ法師原ニ白帷一

・鳥目二千疋給由申、築前中務ニ帶一筋給了、

一無動寺玉泉坊ヨリ、状ノ返事ニ云、
〔袖書〕

尚々種々御煩、過分之至、申つたへたく存候、返々御得度來月

分、十郎殿と申合候、巨細〔之カ〕も通、定而可有御披露候、

尊札委細令拝見候、仍若子様御登山、千秋万歳目出候、殊更不寄存御

樽等并鵝眼五百疋令拝領候、御煩之至、令迷惑候、以由緒之儀、御登

山之外ニ、如此之御義、無謂次第〔候〕、一向御隱心之様ニ存候間、御殿

者無甲斐候之間、非本意候、雖然御懇志之段、難申述候、仍御得度

事來春季迄延引申度候由、此方出入之若衆共、色々抑留不調被申候
間、我々も同心之儀候、雖然既御得度之御用意ニテ御登山之処、延可

申事、尊意之儀も如何存候、殊更代々十五歳御得度之由、内々自以前遂行上、来年者重之御歲と申、閏月之歲と申、旁延慮之儀者、凡来月

八日以前以吉日得度之儀申定候、可御心安候、委細十郎殿可有御披露

候、恐惶謹言、

十月廿四日

青連寺御宿所尊報

新判
〔作字裏成歟〕

十月廿七日、亥看經如例、今日來相掌祭ノ神事情進風呂在之、予脚氣再

發ノ間不入、タカラカウノ煎物ヲ湯船ニ取テ入、同煎物ニテカミヲ洗

テ、神慮如何ナレトモ、現病ノ上ハ、涯分加養生、如形モ可令出仕心サ

シ、定神慮ニモユルシ給ラント存計ナリ、当年五月御田植之時モ、依脚

氣精進湯ニ用煎物、同髮ヲ洗畢、

廿九日、癸未看經如例、戌刻〔未戸〕テ祓、予ノ布衣・淨衣參神館殿、着權官殿御座、

正禰宜明賢、於侍者御前中之間、散供祝言念誦、次於予前座ニ、甘茶ノ

送文十通計數、硯・筆等持參、各送文每ニ口書ニ可成返抄書之間、其ワ

キニ加判、清氏御代官ノ時モ如此由明賢申、披旧礼處此分ナル間、任先

例加判畢、

可成返抄

津守朝臣（花押影）

前安房守津守朝臣

安房守津守朝臣（花押影）

送進シ申 霜月御祭甘茶事行本行意ヲ以テ次

予カ名予書之ヲ加判、

ハ、大海社司如旧記、清氏御代官ノ時ノ記録ニ如此アル也、惣テ

李之助昭長・兵部丞則久、山里下向之間無出仕、

兼而用意シテ可加判事也、以後可申付事也、

（未了）

加判事畢テ立座、候神館殿、先規之御代官之時ハ、北ノ神館殿細合ニ被
候由在旧記、仍今度も如先規、二漏 安養寺士佐大夫昭広・大膳亮則氏同在之、南神
館殿ニハ戸モナシ、又用心ト云、旁以一所ニ令祇候了、

一子刻計自政所方落付之酒肴持參、当政所但馬守惟之次男菅次郎惟光持
參、木具・雜煎等如御參籠ノ時、兩獻數盃、当政所目代惟之再任、近日
先政所下總守郷綱他界、仍再任、菅次郎惟光語テ云、自公方被立御使、
予御代官トシテ參籠申、然上者、万如御參籠ノ時、炭・御酒モ別而心ニ
可入之由被仰含旨被申、御懲之至、時ニ當テハ面目、弥神慮難有事ナ
リ、

一今夜者、自下御厨油ツキホ用意シテ、御中居ニ火トモシ置ナリ、先例ハ
南神館殿ニモ、今夜ハヲモトノ御前ヨリ火進之、然近年南神館殿ニハ火
トモサス、殊少事ノ事、先例フヤフル事、言語同断之曲事、何様之間、
以旧礼可申沙汰所存ナリ、

晦日、甲寅看經如例、今夕小檻一・炭一籠出納持參、入夜予御座權官殿御
庭ニ着ク、鯉渡如例、予前ニ大海社司雅樂之助忠行蹲居、覽定文、硯・
筆等持參、定文ノ奥ニ加判事先例也、雖然予以憚之儀、今夜加判延引、
翌日大膳亮則氏ヲ以伺申処、先例之上者不可有憚、早々加判可然之由被
仰問、北ノカヘニヨシナカラ火大膳亮持加判畢、

定文之奥ニ、

延徳元年十月卅日

神主津守朝臣

コレモ權官殿ヲ津守朝臣ト奉書ハ、權官殿ノモ津守

朝臣ト可奉書事歟、萬事忠行未勤之間如此歟、先夜ハ

一字サケテ調之、今年忠行依無案内予書之間、下ノモ
書之、予カ名ヲモ予書之間、常ヨリヒキサケテ書之、